

知多北部広域連合議会公印規程

(平成11年7月1日 議会規程第1号)

改正 平成11年8月31日議会規程第2号

改正 平成26年3月3日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、知多北部広域連合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(種類等)

第2条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(作成及び改刻)

第3条 公印を作成し、又は改刻しようとするときは、議長の決裁を得なければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、知多北部広域連合公印規程（平成11年知多北部広域連合訓令第2号）の例による。

附 則

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年議会規程第2号）

この規程は、平成11年8月31日から施行する。

附 則（平成26年議会規程第1号）

この規程は、平成26年3月3日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者
議会印	知多北部 広域連合 議会印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長
議長印	知多北部広 域連合議会 議長印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長
副議長印	知多北部広 域連合議会 副議長印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長
委員長印	知多北部広 域連合議会 委員長印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長